

過労死（2023年4月3日産経新聞掲載）

まずは労災認定の手続きを

【質問】

夫が心不全で急死しました。飲食店で雇われ店長をしていたのですが、バイトが集まらず、空いている時間を埋めていたため、亡くなる直前では1カ月の残業が100時間を超えていました。また、それまでも常時月80時間を超える残業がありました。幼い子供とともに残され、今後の心配です。私たちに何ができますか。

【回答】

ご主人の心不全による急死はいわゆる「過労死」にあたり、労働者災害補償保険（以下「労災」といいます。）の認定がなされる可能性があります。

「過労死」とは、長期間にわたる業務上の疲労の蓄積による脳・心臓疾患死をいいます。

厚生労働省の「過労死」に至る基準では、発症前1カ月間におおむね100時間または発症前2カ月前から6カ月前にわたって1カ月あたりおおむね80時間を超える時間外労働や休日労働がある場合には、業務との関連性が強いとされています。

ご相談のケースはまさにこの基準に当てはまるといえるので、「過労死」に該当する可能性が大きいといえます。

「過労死」に該当して労災が認定された場合には、遺族補償年金や遺族特別年金などの保険給付を受けることができ、配偶者であれば死亡するまで受給することが可能です。そのため、まずは労働基準監督署に対して労災認定の手続を行うべきでしょう。

もっとも、労災の保険給付だけでは、亡くなられた方や遺族の方の全ての損害が補填（ほてん）されないかもしれません。

そこで、「過労死」が会社の安全配慮義務違反や注意義務違反によるものであるとして、会社に対して損害賠償請求をすることもできます。会社は、労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負っていますので、ご相談のケースにおいては、長時間の残業を強いられる原因となった人員不足がこの注意義務に違反していないかなどが問題となると考えられます。

突然ご主人が亡くなり今後の生活に不安が生じている中で、これらの手続をご自身で行うのは相当の負担になると思います。まずは弁護士に相談してみてください。

（弁護士 宮内貴之）